

### 33. 簡易専用水道検査状況

- ・簡易専用水道とは市町村等の水道事業者から供給される水だけを水源とする飲料水の供給施設で、貯水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるものをいいます。
- ・簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた機関等に管理に関する(水質検査、清掃状況等)検査を受けなければなりません。
- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)により水道法の一部が改正され、平成25年度から、簡易専用水道の設置者に対する指導監督は、市部の施設は市が、町村部は県がそれぞれ行っています。

地域振興局	検査対象 施設数 A	検査実施 施設数 B	受検率 (%) B/A	不適合 施設数 C	不適合率 (%) C/B
佐久	306	306	100.0	107	35.0
上田	229	171	74.7	77	45.0
諏訪	261	214	82.0	82	38.3
上伊那	113	105	92.9	46	43.8
南信州	85	68	80.0	26	38.2
木曾	22	21	95.5	12	57.1
松本	440	383	87.0	138	36.0
北アルプス	54	36	66.7	13	36.1
長野	688	548	79.7	211	38.5
北信	65	57	87.7	20	35.1
合計	2,263	1,909	84.4	732	38.3

\* 数値は各地域振興局管内の市町村の合算

#### (参考)所在地別集計

市部	1,846	1,545	83.7	582	37.7
町村部	417	364	87.3	150	41.2